

# 印西市市民活動支援センター 指定管理者募集要項

印西市市民活動支援センターの指定管理者について、  
「指定管理者制度の導入等に関する事務指針」に定めるところにより、次のとおり募集します。

令和6年8月

印 西 市

市民部市民活動推進課

# 目 次

指定管理者の選定について	1
<b>I 施設の概要</b>	
I-1 施設の目的・沿革	1
I-2 施設概要	2
I-3 問い合わせ	2
<b>II 管理の基準及び業務の範囲</b>	
II-1 管理の基準	3
II-2 業務の範囲	3
II-3 リスク分担に対する方針	3
<b>III 指定の期間</b>	
III-1 指定の期間	3
<b>IV 管理経費に関する事項</b>	
IV-1 管理経費	4
<b>V 申請の資格</b>	
V-1 申請資格	5
<b>VI 申請の方法及びスケジュール</b>	
VI-1 公募及び選定のスケジュール	6
VI-2 募集要項配布	6
VI-3 施設見学会	6
VI-4 質問書受付・回答	7
VI-5 応募に関する事項	7
VI-6 応募方法	8
VI-7 応募の取り下げ	8
VI-8 応募書類の取扱い	8
<b>VII 選定及び審査</b>	
VII-1 選定の基準	9
VII-2 審査の基準	10
VII-3 選定委員会によるヒアリング	10
VII-4 候補者選定結果	10

<b>VIII 協定</b>	
VIII-1 指定管理者候補者との仮協定の締結	11
VIII-2 指定管理者の指定	11
VIII-3 協定の締結	11
<b>IX 指定の取消し等</b>	
IX-1 指定の取消し及び管理業務の停止	12
<b>X その他</b>	
X-1 事前準備	12
<b>申請様式</b>	
第1号様式	13
事業計画書	14
内容	15
事業実施計画書	18
印西市市民活動支援センターの管理運営に関する収支予算書	19
事業実施予算書	20
第2号様式	21
関係様式第1号	22
<b>参考資料</b>	
利用及び収支状況	23
<b>別 添</b>	
印西市市民活動支援センター指定管理業務仕様書	

## 指定管理者の選定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び印西市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第17号）（以下「設置管理条例」という。）第4条の規定に基づき、印西市市民活動支援センターの管理運営を行わせるために、以下のとおり公募により、指定管理者を選定します。

### I 施設の概要

#### I-1 施設の目的・沿革

##### (1) 施設の目的・沿革

印西市市民活動支援センター（以下「本施設」という。）は、市民活動支援の拠点施設として、平成14年1月に設置された施設です。

平成24年4月からは、現在地への移転に伴い、公募により指定管理者を選定し、今日に至っています。令和7年4月より、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設へと移転することとなり、新たな施設で市民活動団体を支援していきます。

##### (2) 指定管理者を公募する理由

平成14年1月の本施設設置以降、施設の管理運営については、市内に事務所を置く市民活動団体で構成された運営協議会に委託してきました。

しかしながら、市民活動を取りまく環境の変化に伴い、市民活動団体のニーズも近年多様化の一途を辿っていることから、利用目的をより効果的・効率的に実現し、市民サービスの向上を目指すことを目的に、利用者側の立場やニーズを理解している民間事業者やNPO法人の持つノウハウを生かした施設運営が期待できる、指定管理者公募制度を平成24年度から導入しました。

この度、令和6年度をもって指定管理期間が終了するため、引き続き同様の趣旨で次期指定管理者を公募します。

市としては、利用者への公平性・公正性を確保した上で、多様化する市民ニーズに対応した、より効果的、効率的な管理運営と、より充実した市民活動支援事業の実施を指定管理者に期待するものです。

## I-2 施設概要

- (1) 名 称 印西市市民活動支援センター
- (2) 所 在 地 印西市中央南一丁目4番地3  
(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏複合施設の一部に設置
- (3) 施設構造 鉄骨造、地上3階建、3階の一部
- (4) 敷地面積 5333.93㎡
- (5) 延床面積 7313.10㎡ (うち本施設部分 335.02㎡)
- (6) 施設内容 1階：中央駅前地域交流館（文化芸術機能）、中央駅前出張所、  
エントランス・ロビー、防災備蓄倉庫  
2階：保健センター、こども家庭センター、福祉の相談窓口、  
印西南部地域包括支援センター  
3階：本施設、児童館、ファミリーサポートセンター、  
市民安全センター、男女共同参画センター、市民相談センター

## I-3 問い合わせ

- (1) 名 称 印西市 市民部 市民活動推進課 活動支援係
- (2) 住 所 〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2
- (3) 電 話 0476-33-4431 (直通)
- (4) F A X 0476-42-7242
- (5) メール [siminkatudou@city.inzai.chiba.jp](mailto:siminkatudou@city.inzai.chiba.jp)

## Ⅱ 管理の基準及び業務の範囲

### Ⅱ－１ 管理の基準

開館時間及び休館日、管理範囲、利用者の範囲及び使用の制限、使用の許可及び取消し、法令遵守、著作権の取扱いについては、別添「印西市市民活動支援センター指定管理業務仕様書」のとおりとします。

### Ⅱ－２ 業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとします。なお、業務の詳細及び求められる業務の基準については、別添「印西市市民活動支援センター指定管理業務仕様書」のとおりとします。

- (1) 市民活動支援センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 市民活動支援センターの施設の使用許可に関すること。
- (3) 市民活動の推進のための施設及び設備の提供に関すること。
- (4) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 市民活動に関する相談及び中間支援に関すること。
- (6) 市民活動に関する人材の育成に関すること。
- (7) 市民活動に関する交流の場及び機会の提供に関すること。
- (8) 市民活動の推進に関する支援及び協働に関すること。

### Ⅱ－３ リスク分担に対する方針

管理業務の遂行に伴い発生するリスクの分担については、別添「印西市市民活動支援センター指定管理業務仕様書」のうち別紙「リスク分担表」のとおりとします。

## Ⅲ 指定の期間

### Ⅲ－１ 指定の期間

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を予定しています。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。なお、事務の引き継ぎに関する事項は、別添「印西市市民活動支援センター指定管理業務仕様書」のとおりとします。

## IV 管理経費に関する事項

### IV-1 管理経費

本施設の管理運営に要する経費については、市が指定管理者に支払う指定管理料と、その他事業参加費等の実費収入を持って充てることとします。

#### (1) 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が提案書において提案するものとし、指定管理者の管理責任において生じた不足等に対して市は、補てん等の措置は行いません。また、下記上限額を下回る提案を行った申請団体が指定管理者となった場合は、その提案額をもって市が支払う指定管理料の額とします。

なお、各年度の指定管理料は、会計年度ごとに別途締結する年度協定に基づき、市と指定管理者で協議の上、予算の範囲内で支払うものとします。

指定管理料総額（上限額）	129,796,000 円（消費税等を含む）
令和7年度（上限額）	24,667,000 円（消費税等を含む）
令和8年度（上限額）	25,263,000 円（消費税等を含む）
令和9年度（上限額）	25,982,000 円（消費税等を含む）
令和10年度（上限額）	26,392,000 円（消費税等を含む）
令和11年度（上限額）	27,492,000 円（消費税等を含む）

#### (2) 指定管理料に含まれる経費

市が支払う指定管理料には、次の経費が含まれます。

- ・人件費（社会保険料等を含む）
- ・事務費（通信費、消耗品費等）
- ・事業費（市民活動支援事業に要する経費）
- ・管理費（修繕費（1件 20万円以下）、設備機器保守管理費）

※管理業務の実施により租税公課が発生する場合は、協定書に別段の定めがある場合を除き指定管理者の負担になります。

## V 申請の資格

### V-1 申請資格

申請資格は法人又はその他の団体（ただし、法人格は必ず必要ではないが、個人での申請はできない。）とし、次の各号に全て該当しないものとする。また、複数の法人又はその他団体により構成する共同事業体での申請も可能とするが、同一の法人又はその他団体が複数の共同事業体に参加することはできないものとし、下記⑦については、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りでないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- ② 申請時において、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 27 年告示第 69 号）に基づく指名停止を受けている者
- ③ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過していない者、当該事業の審査時前 6 カ月以内に手形・小切手を不渡りした者及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ④ 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年告示第 95 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市から、2 年以内に指定の取消を受けている者
- ⑥ 納税義務のある税を滞納している者
- ⑦ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けていない者
- ⑧ その他市長が必要と認める事項に該当する者

## VI 申請の方法及びスケジュール

### VI-1 公募及び選定のスケジュール

項目	期間	
1. 募集要項配布	令和6年8月15日(木)～8月23日(金)	VI-2 募集要項配布
2. 施設見学会	令和6年8月26日(月)	VI-3 施設見学会
3. 質問書受付・回答	令和6年8月27日(火)～9月2日(月) 回答: 令和6年9月12日(木)	VI-4 質問書受付・回答
4. 申請書類等受付期間	令和6年9月13日(金)～9月24日(火)	VI-6 応募方法
5. 書類審査	令和6年10月10日(木)	
6. 書類審査の結果	令和6年10月中旬	
7. ヒアリング 公開プレゼンテーション	令和6年10月30日(水)	VII-3 選定委員会による ヒアリング
8. 審査結果の公表	令和6年11月中	VII-4 候補者選定結果
9. 指定管理者候補者の選定 結果通知	令和6年11月中	VII-4 候補者選定結果
10. 指定管理者の指定	令和6年12月	VIII-2 指定管理者の指定
11. 指定管理者との協定締結	令和7年1月～2月	VIII-3 協定の締結
12. 業務開始	令和7年4月1日(火)	

### VI-2 募集要項配布

募集要項は、以下の期間・方法により入手できます。

- (1) 配布期間 令和6年8月15日(木)～8月23日(金)
- (2) 配布場所 ①印西市ホームページ  
②印西市役所市民活動推進課窓口(印西市大森2364番地2)  
(平日 午前8時30分～午後5時15分)

### VI-3 施設見学会

施設見学会は以下のとおり実施します。見学場所は、移転前の中央駅前地域交流館2号館2階の施設になります。令和7年4月に、(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設に移転予定です。

- (1) 実施日時 令和6年8月26日(月)・午後3時～4時
- (2) 実施内容 本施設の管理範囲の見学

見学の際は、事務室カウンターで受付してください。

なお、現地での説明、質問対応はいたしません。

## VI-4 質問書受付・回答

本件に関する質疑は、質問書（関係様式第1号）により次のとおり受け付けます。

質問及び回答の内容は、類似のものを集約して通知します。ただし、質問の内容を公表することにより、当該団体の不利益になると判断したものについては、当該団体のみに回答します。

- (1) 受付期間 令和6年8月27日（火）～9月2日（月）
- (2) 提出方法 上記様式により FAX 又は Eメールにて
- (3) 送付先 問い合わせ先（P2参照）に同じ
- (4) 回答 FAX 又は Eメールで応募者全員に通知をします。
- (5) 回答日時 令和6年9月12日（木）予定

## VI-5 応募に関する事項

### (1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、以下のとおり書類等を提出すること。また、提出書類には、必ず通しページ番号を記入すること。

- ・印西市市民活動支援センター指定管理者指定申請書（別記第1号様式）
- ・添付書類（以下のうち①は提案書、②～⑧は事業者に関する書類）
  - ① 事業計画書、収支予算書及び事業実施予算書
  - ② 定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
  - ③ 前事業年度の収支決算書及び事業実施決算書
  - ④ 市税滞納有無調査承諾書（別記第2号様式）
  - ⑤ 納税証明書（国税及び都道府県税について未納がないことの証明）
  - ⑥ 身元証明書（法人は代表取締役。法人以外の団体にあつてはその代表者）
  - ⑦ 労働保険料納付済証明書
  - ⑧ その他市長が必要と認める書類
    - ・前事業年度の賃借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
    - ・ISOを取得しているものは登録書の写し
    - ・申請者が仕様書に示す資格の全ての要件を満たしている旨の誓約書
    - ・社会保険等の加入状況がわかるもの

### (2) 提出部数

15部（正本1部、副本14部）とします。

### (3) 応募に要する経費等

応募に要する経費は、応募団体の負担とします。

## VI-6 応募方法

- (1) 提出期間 令和6年9月13日(金)～9月24日(火)  
(土、日及び祝日を除く)
- (2) 提出時間 午前8時30分～午後5時
- (3) 提出先 問い合わせ先(P2参照)に同じ
- (4) 提出方法 上記提出先に直接ご持参ください。  
郵送又は信書便による書類提出の場合、不慮の事故による紛失又は遅延については考慮しません。  
FAX 又は Eメールでの応募は不可とします。  
また、規定書式以外の書類についても不可とします。

## VI-7 応募の取り下げ

応募書類提出後、仮協定の締結までに応募を辞退する場合は、応募辞退届(様式任意)を提出してください。

提出先は、問い合わせ先(P2参照)に同じ。

## VI-8 応募書類の取扱い

- (1) 市に提出された応募書類等は、返却しません。また、市の指示がある場合を除き、追加の書類提出や差し替えは認めません。
- (2) 応募団体名は、審査結果の公表の際にすべて公表されます。
- (3) 応募書類については、印西市情報公開条例(平成12年条例第24号)に基づく開示請求があった場合、同条例に定める不開示部分を除き、請求者に対して開示されます。
- (4) 応募に要する経費等は、全額を申請者負担とします。
- (5) 提出された申請書類等の著作権は作成団体に帰属します。  
ただし、市は必要に応じ、申請書類等の一部又は全部を使用又は複製できるものとします。

## Ⅶ 選定及び審査

### Ⅶ－１ 選定の基準

選定に当たっては、提出時に提出書類により申請資格の審査を行うとともに、印西市指定管理者選定委員会が以下の基準により、指定管理者の選定について審査する。

No.	審査基準	審査項目
1	基本項目	1 基本要件を満たしていること。
		・申請資格を満たしているか
		・指定管理料の上限を超えていないか
2	施設の公共性の確保	2 市民の利用意識等を配慮した公共性の高いものであること
		・公共施設の設置目的を理解している
		・施設利用者に平等な対応が見込める
3	施設の有効利用及び経費の節減	3 事業計画書の内容が当該施設の効果を最大限に発揮するものであること
		・利用者の増加が見込める効果的な提案がされているか
		4 利用者に対するサービス向上が見込められること
		・利用者の意見・要望等を集め運営に反映させる提案がなされているか
		5 経費の積算が適切であること
		・収支計画の根拠（積算）が明確で、適切な提案となっているか ・経費節減が図られた提案となっているか
4	管理運営の安定性	6 当該施設を安定して管理するための経営規模を有していること
		・財政状況が適当であると認められるか
		7 事業者の実施体制が十分であると認められること
		・必要な専門的職員の配置が認められるか ・業務実施に十分な定員配置が認められるか
		・職員の資質及び能力向上を図る取り組みが提案されているか
		8 安全管理、危機管理体制が十分なこと
		・日常の事故防止等の安全対策は十分であると認められるか ・防犯及び災害対策等、危機管理体制は十分であると認められるか
		・事故発生時及び災害発生時の対応は適切であると認められるか
		・個人情報保護するための対策が十分であると認められるか
		9 利用者対応が適切なこと
・トラブルや苦情に対する対策が十分であると認められるか		
5	その他施設の特事情等によるもの	10 印西市の市民活動を活性化するノウハウを有していること
		・印西市の市民活動に係る現状や課題を適切に把握、分析している
		・印西市の市民活動を活性化させる意欲をもち、その具体的な方策を示している

## **Ⅶ－２ 審査の基準**

指定管理者の候補者の選定に当たっては、提出時に提出書類により応募資格の審査を行うとともに、指定管理者選定委員会において、提案内容の審査及びヒアリングを実施し選定を行います。

ただし、審査基準及び配点については、審査に当たり選定委員会により必要な補正を加える場合があります。

## **Ⅶ－３ 選定委員会によるヒアリング**

選定委員会によるヒアリングを実施します。

(1) 開催日時 後日連絡します。

(2) 開催場所 後日連絡します。

※留意事項 出席者は3名以内とします。なお、ヒアリング時間は、30分以内を予定しています。

## **Ⅶ－４ 候補者選定結果**

市は、指定管理者選定委員会による選定結果に基づき指定管理者候補者を決定し、応募団体に文書で通知します。

また、文書発送後、市ホームページ等で公開します。

## VIII 協定

### VIII-1 指定管理者候補者との仮協定の締結

市と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間、仮協定を締結します。

### VIII-2 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、市議会の議決が必要となります。指定管理者の候補者については、令和6年第4回印西市議会定例会に上程し議決が得られれば、当該候補者は指定管理者に指定されることとなります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合、応募者が本施設の指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む。）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しません。

### VIII-3 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市と本施設の管理運営に関する協定を締結します。

協定は、指定期間全体を通じた基本協定と年度ごとに指定管理料等を定める年度協定を締結するものとします。

協定の主な内容は、次のとおりです。

#### ①基本協定

- ・総則（趣旨、指定期間等）に関する事。
- ・業務範囲及び実施条件に関する事。
- ・事業計画及び事業報告に関する事。
- ・業務の実施に関する事。
- ・業務実施状況の確認に関する事。
- ・指定管理料及び利用料金に関する事。
- ・指定期間の満了に関する事。
- ・指定期間満了以前の指定の取消し等に関する事。
- ・損害賠償及び不可抗力に関する事。
- ・備品等の扱いに関する事。
- ・その他

#### ②年度協定

- ・年度協定の目的、業務内容の確認、指定管理料等

※協定書の締結にあたっては、その内容により印紙の貼付が必要になる場合があります。印紙の要否については、個別に税務署に確認してください。

## IX 指定の取消し等

### IX-1 指定の取消し及び管理業務の停止

印西市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例(平成13年条例第17号)第11条(指定の取消し等)の規定により、次に該当する場合は指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

なお、この場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

- (1) 本施設の管理の適正を期するために市が指定管理者に対して行う指示にしたがわないとき。
- (2) その他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することが適当でないと認めるとき。

その他、指定の取消し及び管理業務の停止に伴う委託料の返還や違約金に関する事項等については、協定により定めます。

## X その他

### X-1 事前準備等

令和7年3月31日までに市及び従前の指定管理者と事務の引き継ぎを行い、管理運営業務を円滑に遂行できるよう準備してください。このときの人件費、事務費等については、指定管理者の負担とします。

#### (1) 業務の継続が困難となった場合の措置

##### ア 指定管理者の責めに帰すべき理由による場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次の指定管理者が円滑に管理運営業務を遂行できるよう、十分な引き継ぎを行うものとします。

##### イ 不可抗力等の場合

市及び指定管理者双方の責めに帰することのできない理由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について協議するものとします。

協議が整わないときは、それぞれ、事前に文書で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次の指定管理者が円滑に管理運営事務を遂行できるよう、十分な引き継ぎを行うものとします。

#### (2) 指定期間終了の引き継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するとき又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復するとともに、次の指定管理者が円滑に管理運営業務を遂行できるよう、十分な引き継ぎを行うものとします。

別記

第1号様式

印西市市民活動支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

印西市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者職氏名  
連絡先（電話番号）

印西市市民活動支援センターに係る指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定を受けようとする施設

印西市市民活動支援センター

2 指定を受けようとする期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 添付書類

- (1) 事業計画書、収支予算書及び事業実施予算書
- (2) 定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 前事業年度の収支決算書及び事業実施決算書
- (4) 市税滞納有無調査承諾書（別記第2号様式）
- (5) 納税証明書（国税及び都道府県税について未納がないことの証明）
- (6) 身元証明書（法人は代表取締役。法人以外の団体にあつてはその代表者）
- (7) 労働保険料納付済証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類
  - ・前事業年度の賃借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
  - ・ISOを取得しているものは登録書の写し
  - ・申請者が仕様書に示す資格の全ての要件を満たしている旨の誓約書
  - ・社会保険等の加入状況がわかるもの

事業計画書

年 月 日

印西市市民活動支援センター			
団体名			
代表者名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
電話番号		FAX番号	
E-mail			

現在運営している (類似)施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

# 内 容

(別紙可)

## 【管理運営方針】

## 【業務の安全成績】

事故発生件数	死 亡	重 傷	軽 傷	左記に対する原因と善後策
(件)	(人)	(人)	(人)	

## 【安全面に関する方策】

## 【福祉政策に関する取組状況】

- 1 障害者の雇用の有無 ( 人雇用 ・ 雇用していない)・・・いずれかを記入

## 【施設管理について】

- 1 職員配置 (指揮命令系統が分かる組織図を含む。)

- 2 職員の研修計画

【施設運営について】

1 年間の事業実施計画（「事業実施計画書」については、別紙に記入のこと。）

※ここでいう事業とは、本施設において指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

2 サービス向上のための方策

3 利用者等の要望の把握及び実現策

4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

5 その他（地域との連携、他施設との連携等）

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

1 防犯、防災の対応

2 その他緊急時の対応

※その他

印西市市民活動支援センター指定管理者への申請に臨んで、特記すべき事項があれば記入してください。

## 事業実施計画書（ 年度）

※ここでいう事業とは、本施設において指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

印西市市民活動支援センターの管理運営に  
 関する収支予算書（                      年度）

（単位：千円）

		金額	内 訳	備 考
項 目	市からの 委託料			
	利用料金		(利用料金制度適用施設のみ)	
	その他			
収入合計 (A)				
項 目	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
支出合計 (B)				
収支(A)－(B)				

- ※1 1年間（12箇月）の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。  
 2 年度毎に作成してください。（指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可）

# 事業実施予算書（                      年度）

団体名 \_\_\_\_\_

単位 千円

事業名	事業実施予算						
	募集人数	収支①-②	収 入…①		支 出…②		
	1人当たり参加費		市からの委託	参加費	講師謝礼金	材料費等	その他
計	/						

※ここでのいう事業とは、本施設において指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

別記

第2号様式

市税滞納有無調査承諾書

印西市市民活動支援センターの指定管理に係る参加申請に伴い、印西市市税（延滞金含む。）滞納の有無を調査されることを承諾します。

年 月 日

印西市長 様

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号

年 月 日

## 質 問 書

印西市長 様

質問者 会社名  
所在地

担当者 氏名  
所属  
連絡先  
電話

印西市市民活動支援センター指定管理者募集に関して、以下について質問がありますので提出します。

質問内容	
------	--

備考 質問は、簡潔にとりまとめて記載してください。

## 参考資料

### 利用及び収支状況

#### 利用者数等

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	7,460人	9,307人	10,523人
登録団体	199団体	219団体	228団体
開館日数	292日	291日	292日

#### 収入(円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定管理料	14,392,000	14,736,000	15,091,000
自主事業	283,330	287,480	339,828
計	14,675,330	15,023,480	15,430,828

#### 支出(円)

項目	内 訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	労務費(福利厚生費、通勤費及び租税公課を含む)及び夜間運営費	11,711,280円	12,223,840円	12,463,815円
事務費	交通費	63,688円	44,784円	96,862円
	研修等費	42,600円	30,697円	92,360円
	通信等費	259,038円	276,720円	237,768円
	事務用品費	77,409円	94,966円	61,002円
	会議等費	5,900円	7,692円	8,800円
事業費	市民活動支援事業経費	1,327,294円	1,325,672円	1,186,326円
管理費	管理運営費	36,281円	41,870円	230,791円
	設備機器保守管理費	782,707円	626,151円	634,948円
	施設賠償保険料	1,530円	1,530円	1,530円
	諸経費	357,198円	336,552円	406,020円
計		14,664,925円	15,010,474円	15,420,222円